

セゾンカードローン規約/個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意

条項一部改定のお知らせ

2017年11月26日をもってセゾンカードローン規約及び個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項を改定いたしますのでご案内いたします。主な改定箇所は以下のとおりです。

■セゾンカードローン規約 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第2条 (カードの貸与)</p> <p>(1) カードの所有権は当社にあり、カードは当社から会員に貸与するものです。</p> <p>(2) カードのご利用は会員に限定され、カードを貸したり、譲り渡したり、質入その他の担保利用などはできません。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 会員が(2)又は(3)に違反して、他人にカードを利用させ又は利用されたことによる損害は、本会員のご負担となります。</p>	<p>第2条 (カードの貸与)</p> <p>(1) <u>カードの券面には、会員の氏名、カード番号等(以下総称して「カード情報」という)が表示されています。カードの所有権は当社にあり、カードは当社から会員に貸与するものです。また、カード番号は当社が指定の上会員が利用できるようにしたものです。会員は善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を管理し、利用するものとします。なお、当社は、当社が必要と認めるときは、カードを無効化のうえカードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。</u></p> <p>(2) <u>カード及びカード情報の利用は会員に限定され、カードを貸したり、預託したり、譲り渡したり、質入その他の担保利用などをしたりすることはできません。また、カード情報を会員以外に使用させたり提供したりすることもできません。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 会員が<u>本人以外にカード又はカード情報</u>を利用させ又は利用されたことによる損害は、本会員のご負担となります。<u>但し、会員が故意又は過失がなかったことを証明し、当社が認めた場合は、この限りではありません。</u></p>
<p>第4条 (暗証番号)</p> <p>(1) お申込時にお届けいただく暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避け、ご本人以外の方に知られないよう注意していただきます。なお暗証番号のお届けは、本会員に行っていただきます。</p> <p>(2) 会員が、本会員又はご本人以外の方に暗証番号を知</p>	<p>第4条 (暗証番号)</p> <p>(1) <u>暗証番号は、本会員に届け出ていただけます。暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避けるとともに、会員は暗証番号を本人以外に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。</u></p> <p>(2) 会員が、本会員又は本人以外に暗証番号を知らせ、</p>

<p>らせ、又は知られたことから生じた損害は、本会員のご負担とします。但し、会員の故意又は過失のなかったことが当社で確認できた場合は、本会員のご負担とはなりません。</p>	<p>又は知られた<u>場合</u>、これによって生じた損害は、本会員のご負担とします。但し、<u>会員が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合は、この限りではありません。</u></p>
<p>第6条（カードの利用可能枠）</p> <p>カードのご利用可能枠は、最大ご利用可能額を上限として当社が設定した金額とします。但し、当社が必要と認められた場合には変更し、又はご利用を停止させていただきます。また、当社が特に認めた場合を除き、ご利用可能額を超えてのカードのご利用はできません。</p>	<p>第6条（カードの利用可能枠）</p> <p>カードのご利用可能枠は、最大ご利用可能額を上限として当社が設定した金額とします。但し、当社が必要と認められた場合には変更し、又はご利用を停止いたします。<u>なお、法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には変更し、又はご利用を停止いたします。</u></p>
<p>第8条（融資金等の支払方法）</p> <p>融資金及び利息（融資金と利息とを合わせ、以下「融資金等」という）のお支払方法は、以下のいずれかを予めご指定いただきます。</p> <p>①口座お引落とし払い－預金口座振替依頼書等により本会員が予め指定した金融機関口座から自動振替によりお支払いいただく方法です。なお、当社は金融機関に再度口座振替の依頼ができるものとしますが、それをしない場合にも、本会員は異議ないものとします。</p> <p>② (略)</p>	<p>第8条（融資金等の支払方法）</p> <p>融資金及び利息（融資金と利息とを合わせ、以下「融資金等」という）の支払方法は、以下のいずれかを予めご指定いただきます。</p> <p>①口座お引落とし払い－<u>預金口座振替依頼書等で本会員が予め指定し当社が認めた金融機関口座から自動振替によりお支払いいただく方法です。なお、当社は金融機関に対し再度口座振替の依頼は行いません。</u></p> <p>② (略)</p>
<p>第9条（返済方式及び返済額）</p> <p>(1) 本会員の融資金等のお支払日は、下記のとおりとします。</p> <p>①第8条（融資金等の支払方法）で口座お引落とし払いを選択された本会員は毎月4日（金融機関休業日の場合は、翌営業日）。</p> <p>② (略)</p> <p>(2) (1)のお支払日にお支払いいただく金額（以下「返済金」という）は、融資金等の残高を毎月末日に締切り（以下「締切日」という）、(3)の方法により算出した金額とします。</p> <p>(3) 融資金等の返済方式は定額リボルビング方式とし、以下の標準コース、又は定額コースのうちあらかじめ本会員が選択したコースによりお支払いいただきます（但し定額コースは、当社が認めた場合に限り選択いただけます）。</p> <p>①標準コース－締切日における融資金残高（以下「締切日残高」という）を基礎として、末尾「月々のお支払額算</p>	<p>第9条（返済方式及び返済額）</p> <p>(1) 本会員の融資金等のお支払日は、下記のとおりとします。</p> <p>①第8条（融資金等の支払方法）で口座お引落とし払いを選択された本会員は毎月4日。<u>なお金融機関休業日の場合は、翌営業日にお支払いいただきます。</u></p> <p>② (略)</p> <p>(2) (1)のお支払日（以下「お支払日」という）にお支払いいただく金額（以下「返済金」という）は、融資金等を毎月末日に締切り（以下「締切日」という）、<u>翌月14日（以下「算定日」という）</u>に(3)の方法により算出した金額とします。</p> <p>(3) 融資金等の返済方式は定額リボルビング方式とし、以下の標準コース、又は定額コースのうち予め本会員が選択したコースによりお支払いいただきます（但し定額コースは、当社が認めた場合に限り選択可能です）。</p> <p>①標準コース－<u>算定日における締切日が到来した融資金残高（以下「締切日残高」という）</u>を基礎として、末尾</p>

<p>出表」により算出された金額をお支払いいただく方式。</p> <p>② (略)</p> <p>(4) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 口座お引落とし払いを選択した本会員は、当社の定める返済金の確定日（以下「確定日」という）までに当社にお申し出いただくことにより、次回の返済金を増額することができます。</p> <p>(7) ~ (9) (略)</p>	<p>「月々のお支払額算出表」により算出した金額をお支払いいただく方式。</p> <p>② (略)</p> <p>(4) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 口座お引落とし払いを選択した本会員は、<u>当社の定める日</u>までに当社にお申し出いただくことにより、次回の返済金を増額できます。</p> <p>(7) ~ (9) (略)</p>
<p>第10条（融資利率）</p> <p>(1) 融資利率は、第5条（融資コース）(1) に定める範囲内で当社が決定し、カード交付時の書面でお知らせし、利息は毎月の締切日残高に対し前のお支払日の翌日から次回のお支払日までの日割計算によって計算された金額となります。但し、第1回目の利息は、ご利用日の翌日から第1回目お支払日までの日割計算によって計算された金額とします。</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p>	<p>第10条（融資利率）</p> <p>(1) 融資利率は、第5条（融資コース）(1) に定める範囲内で当社が決定し、カード交付時の書面でお知らせします。利息は、<u>第8条（融資金等の支払方法）①の口座お引落とし払いの場合は毎月の締切日残高に対し当月5日から翌月4日までの、②のお振込・ご持参払いの場合は当月のお支払日の翌日から翌月のお支払日までの日割計算とします。但し初回利息は、ご利用日の翌日から、口座お引落とし払いの場合は締切日の翌々月4日、お振込・ご持参払いの場合は初回お支払日までの期間を日割計算します。</u></p> <p>(2) ~ (4) (略)</p>
<p>第11条（遅延損害金）</p> <p>(1) <u>返済金のお支払いが遅れた場合は、当該金額の融資金相当分に対し、また第19条（期限の利益喪失）に該当し支払期日前に全額支払うことになった場合は、残債務（融資金）の全額に対し、各お支払日の翌日からお支払い完了となるまで融資利率の1.46倍の実質年率（但し、年20.0%を上限とします）で計算された額の遅延損害金をお支払いいただきます。なお、遅延損害金の利率はカード交付時の書面でお知らせするものとし、利率の変更については第10条（融資利率）(2) を適用します。</u></p> <p>(2) (1) の遅延損害金支払日は、遅延損害金の対象となる返済金のお支払い完了日以降に最初に到来する確定日の直後のお支払日とします。</p>	<p>第11条（遅延損害金）</p> <p>返済金のお支払いを遅滞した場合は、当該金額の融資金相当分に対し、<u>お支払日の翌日から完済に至るまで、また第19条（期限の利益喪失）に該当した場合は、残債務（融資金）の全額に対し、期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで融資利率の1.46倍の実質年率（但し、年20.0%を上限とします）で計算された額の遅延損害金をお支払いいただきます。なお、遅延損害金の利率はカード交付時の書面でお知らせするものとし、利率の変更については第10条（融資利率）(2) を適用します。</u></p> <p>(削除)</p>

<p>第12条（ご利用・ご返済にかかる書面）</p> <p>(1) 当社は、貸金業法第17条及び同法第18条に基づき交付する書面（電磁的方法によるものを含む）を、カードご利用・ご返済の都度交付するか、又は、毎月一括記載により交付するかを任意に選択できるものとします。なお、毎月一括記載による交付に同意されない場合、当社は、カードのご利用を制限又は中止することがあります。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第12条（ご利用・ご返済にかかる書面）</p> <p>(1) 当社は、貸金業法第17条及び同法第18条に基づき交付する書面（電磁的方法によるものを含む）を、カードご利用又はご返済の都度交付するものとします。但し、当社が、当該書面に代えて毎月一括記載する方法により書面を交付することについて本会員から承諾を得た場合には、毎月一括記載により交付できるものとします。</p> <p>(2) (略)</p>
<p>第13条（条件の変更）</p> <p>本会員は第8条（融資金等の支払方法）の融資金等のお支払方法、第9条（返済方式及び返済額）(1)②のお支払日、同条(3)②で指定した金額の変更を、当社の定める方法によりいつでも申し出ることができるものとします。この場合、当該変更の申し出のあった日以降最初に到来する確定日の直後のお支払分から変更後の条件が適用されるものとします。</p>	<p>第13条（条件の変更）</p> <p>本会員は第8条（融資金等の支払方法）の融資金等の支払方法、第9条（返済方式及び返済額）(1)②のお支払日、同条(3)②で指定した金額の変更を、<u>当社所定の方法により申し出ることができるものとします。</u>この場合、当該変更の申し出のあった日以降最初に到来する確定日の直後のお支払分から変更後の条件が適用されるものとします。</p>
<p>第15条（カードの紛失・盗難等）</p> <p>(1) カードを紛失されたり、盗難にあわれた場合、速やかに当社へ連絡し、当社の定めた書面をご提出のうえ、所轄の警察署へお届けいただきます。なお、被害状況等を当社が調査する際には、ご協力いただきます。</p> <p>(2) (1)の場合、ご本人以外によるカードのご使用により生じた損害は本会員のご負担とします。但し、会員の故意又は過失のなかったことが当社で確認できた場合は、本会員のご負担とはなりません。</p>	<p>第15条（カードの紛失・盗難等）</p> <p>(1) カードを紛失したり、盗難にあった場合又はカード情報を不正取得された場合（以下「紛失等」という）、<u>会員には、速やかに当社へ連絡し、当社の定めた書面をご提出のうえ、所轄の警察署へお届けいただきます。</u>なお、被害状況等を当社が調査する際には、ご協力いただきます。</p> <p>(2) (1)の場合、本人以外によるカード又はカード情報の使用により生じた損害は本会員のご負担とします。但し、<u>会員が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合は、この限りではありません。</u></p>
<p>第16条（カードの再発行）</p> <p>カードが紛失、盗難、汚破損等によりご利用できなくなった場合には、会員には当社が定める手続きをおとりいただき、当社が認めた場合に再発行します。</p>	<p>第16条（カードの再発行）</p> <p><u>紛失等によりカードが使用不能になった場合又は、カードの汚破損等により会員が再発行を希望する場合には、会員には当社所定の手続きをおとりいただき、当社が認めた場合に再発行します。</u></p>
<p>第17条（お届け事項の変更等）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 変更となった旨の連絡がなかったために、当社が本会員にお届けする請求書、通知書等が未到着の場合でも通常通りに到着したとみなします。但し、やむを得</p>	<p>第17条（お届け事項の変更等）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>当社が本会員から届け出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着の場合でも通常どおりに到着したものとみなします。</u>但し、やむ</p>

<p>ない事情により (1) の変更手続きをとれなかった場合を除きます。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>を得ない事情により (1) の変更手続きをとれなかった場合を除きます。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>第18条 (本規約の変更等)</p> <p>当社は本規約の一部又は全てを変更する場合は、当社ホームページ (http://936333.jp/) での告知その他当社所定の方法により本会員にその内容をお知らせします。お知らせ後に会員がカードをご利用された場合は、内容をご承認いただいたものとみなします。</p>	<p>第18条 (本規約の変更等)</p> <p>当社は本規約の一部又は全てを変更する場合は、当社ホームページ (http://936333.jp/) での告知その他当社所定の方法により本会員にその内容をお知らせします。お知らせ後に本規約に基づく取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、内容を承認いただいたものとみなします。</p>
<p>第20条 (その他承諾事項)</p> <p>(1) その他以下の事項をあらかじめご承諾いただきます。</p> <p>① 第10条 (融資利率) (1) の利息、及び第11条 (遅延損害金) (1) の遅延損害金は日割計算で行うこと。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 第8条 (融資金等の支払方法) 以外のお支払方法において本会員のご都合により発生した入金費用、公租公課、又は訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、お支払いに関する公正証書の作成費用は、会員資格をなくされた後についても本会員にご負担いただくこと。なお、当社が受領する諸費用は、第11条 (遅延損害金) (1) に定める上限を超えないものとします。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 当社が会員にお貸したカードに偽造、変造等が生じた場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>⑥～⑪ (略)</p> <p>(2) 本会員は、会員が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準</p>	<p>第20条 (その他承諾事項)</p> <p>(1) その他以下の事項を予めご承諾いただきます。</p> <p>① 第10条 (融資利率) (1) の利息、及び第11条 (遅延損害金) の遅延損害金は、<u>年365日 (うるう年は年366日) の日割計算で行うこと。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ 第8条 (融資金等の支払方法) 以外のお支払方法において本会員のご都合により発生した入金費用、公租公課、又は訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、お支払いに関する公正証書の作成費用は、<u>会員資格を喪失した後についても本会員にご負担いただくこと。なお、当社が受領する諸費用は、<u>利息制限法及び、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。</u></u></p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ又は、<u>カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収すること。</u></p> <p>⑥ 当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性がある<u>と判断した場合には、会員に事前に通知することなく、融資の全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。</u></p> <p>⑦ 前号の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続きをとることがあること。</p> <p>⑧～⑬ (略)</p> <p>(2) 本会員は、会員が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準</p>

<p>構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」という）に該当しないこと及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、会員が暴力団員等又は、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、本会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、<u>特殊知能暴力集団等</u>、又はテロリスト等、<u>日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者</u>、その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」という）に該当しないこと及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、会員が暴力団員等又は、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、本会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) (略)</p>
<p>第21条（会員資格の喪失等）</p> <p>(1) <u>当社は</u>本会員が以下のいずれかに該当した場合は、通知又は催告なく会員資格の取り消し、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更等を行うことがあります。また、当社からカードの返却、一時預り等を求められた場合は、これに応じていただきます。</p> <p>①第8条（融資金等の支払方法）①の預金口座振替依頼書等をご提出いただけないとき、又は第20条（その他承諾事項）(1)⑨の場合に預金口座振替依頼書等をご提出いただけないとき。</p> <p>②～⑧ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 本会員が会員資格を取り消された場合には、家族会員も同様とし、(3)を適用いたします。</p> <p>(新設)</p>	<p>第21条（会員資格の喪失等）</p> <p>(1) 本会員が以下のいずれかに該当した場合は、<u>当社は</u>通知又は催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更等をとる場合があります。また、当社からカードの返却、一時預り等を求められた場合は、これに応じていただきます。</p> <p>①第8条（融資金等の支払方法）①の預金口座振替依頼書等をご提出いただけないとき、又は第20条（その他承諾事項）(1)⑪の場合に預金口座振替依頼書等をご提出いただけないとき。</p> <p>②～⑧ (略)</p> <p>⑨<u>本会員が当社との各種取引において、期限の利益を喪失したとき。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 本会員が会員資格を喪失した場合には、<u>家族会員も会員資格を喪失します。</u></p> <p>(5) <u>本会員が死亡した場合は、会員資格を喪失します。</u></p>

セゾンカードローンゴールド特約

<p>第5条（返済方式及び返済額）</p> <p>セゾンカードローン規約第9条(返済方式及び返済額)(3)は次の通りとします。</p> <p>(3) 融資金等の返済方式は定額リボルビング方式（標準コース）とし、締切日における融資金残高（以下「締切日残高」という）を基礎として、末尾「月々のお支払額算出表」により算出された金額をお支払いいただくものとします。</p>	<p>第5条（返済方式及び返済額）</p> <p>セゾンカードローン規約第9条(返済方式及び返済額)(3)は次のとおりとします。</p> <p>(3) 融資金等の返済方式は定額リボルビング方式（標準コース）とし、<u>算定日における締切日が到来した融資金残高（以下「締切日残高」という）を基礎として、末尾「月々のお支払額算出表」により算出された金額をお支払いいただくものとします。</u></p>
<p>第6条（利息の支払い）</p> <p>(1) 利息は毎月の締切日残高に対し前のお支払日の翌日から次回のお支払日までの日割計算によって計算された金額となります。但し、第1回目の利息は、ご利用日の翌日から第1回目お支払日までの日割計算によって計算された金額とします。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第6条（利息の支払い）</p> <p>(1) 利息は、<u>セゾンカードローン規約第8条（融資金等の支払方法）①の口座お引落とし払いの場合は毎月の締切日残高に対し当月5日から翌月4日までの、②のお振込・ご持参払いの場合は当月のお支払日の翌日から翌月のお支払日までの日割計算とします。但し初回利息は、ご利用日の翌日から、口座お引落とし払いの場合は締切日の翌々月4日、お振込・ご持参払いの場合は初回お支払日までの期間を日割計算します。</u></p> <p>(2) (略)</p>
<p>第7条（本特約の変更）</p> <p>本特約の一部又は全てを変更する場合は当社ホームページ（http://936333.jp/）での告知その他当社所定の方法により本会員にその内容をお知らせします。お知らせ後に会員がカードをご利用された場合は、内容をご承認いただいたものとみなします。</p>	<p>第7条（本特約の変更）</p> <p>本特約の一部又は全てを変更する場合は当社ホームページ（http://936333.jp/）での告知その他当社所定の方法により本会員にその内容をお知らせします。<u>お知らせ後に本規約に基づく取引があった場合又はお知らせ後1カ月の経過をもって、内容をご承認いただいたものとみなします。</u></p>

【下線部は改定部分を示します。】

■ 個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項 新旧対照表

改定前	改定後
<p>申込者（以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」という）は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意の上、申込みをします。</p>	<p>申込者（以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」という）は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に<u>同意します。</u></p>
<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用、預託）</p> <p>(1) 会員は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾン</p>	<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用、預託）</p> <p>(1) 会員は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾン</p>

<p>ン（以下「当社」という）との各種取引（以下「各取引」という）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社所定の保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。</p> <p>①各取引所定の申込書に会員が記載した会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、E メールアドレス、職業、勤務先、家族構成、住居状況及び申込書以外で会員が当社に届出た事項</p> <p>②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報</p> <p>③各取引に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況</p> <p>④各取引に関する申込み及び支払途上における会員の支払能力を調査するため、会員が申告した会員の資産、負債、収入、支出、当社が収集したクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況</p> <p>⑤各取引において会員からの問合せにより当社が知り得た情報（通話情報を含む）</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦各取引の規約等に基づき当社が住民票の写し等公的機関が発行する書類を取得した場合には、その際に収集した情報（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①～③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）</p> <p>⑧各取引に関する会員の支払い能力を調査するため、会員の源泉徴収票・所得証明等によって、収入の確認を行った場合には、その際に収集した情報</p> <p>⑨官報や電話帳等一般に公開されている情報</p> <p>(2) (略)</p>	<p>ン（以下「当社」という）との各種取引（以下「各取引」という）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。</p> <p>①各取引所定の<u>申込時</u>もしくは各取引において、<u>会員が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届け出た会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、その他の連絡先情報（E メールアドレス、SNS アカウントその他インターネット上の連絡先を含む。）、職業、勤務先、家族構成、住居状況、取引目的等の事項</u></p> <p>②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報等のご利用状況及び契約の内容に関する情報</p> <p>③各取引に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況等各取引に関する客観的事実に基づく情報</p> <p>④会員が申告した資産、負債、収入等、<u>個人の経済状況に関する情報</u></p> <p>⑤<u>会員の来店、問い合わせ、当社との連絡時における申出等により、当社が知り得た情報（映像・通話情報を含む）</u></p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦各取引の規約等に基づき当社が住民票の写し等公的機関が発行する書類を取得した場合には、その際に収集した情報（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①～③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）</p> <p>⑧会員の源泉徴収票・所得証明等によって、収入の確認を行った場合には、その際に収集した情報</p> <p>⑨<u>インターネット、官報、電話帳等において一般に公開されている情報のうち、当社が会員に関する情報と判断したもの（会員情報を用いた検索結果、調査結果等を含む）</u></p> <p>(2) (略)</p>
<p>第2条（営業活動等の目的での個人情報の利用）</p> <p>(1) 会員は、第1条(1)に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条(1)①②の個人情報を利用することに同意します。</p> <p>①当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業（それら</p>	<p>第2条（<u>第1条以外での個人情報の利用</u>）</p> <p>(1) 会員は、第1条(1)に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条(1)①②③④⑤⑨の個人情報を利用することに同意します。</p> <p>①当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業（それら</p>

<p>に付随して提供するサービスを含む。)、並びにその他当社の事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話等による営業案内、関連するアフターサービス</p> <p>②当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話等による営業案内</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 会員は、前項の利用について、中止の申出ができます。但し、各取引の規約等に基づき当社が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物は除きます。</p>	<p>に付随して提供するサービスを含む。)、並びにその他当社の事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNS でのメッセージその他インターネット上の連絡等による営業案内、関連するアフターサービス</p> <p>②当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNS でのメッセージその他インターネット上の連絡等による営業案内</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 会員は、前項①②の利用について、中止の申出ができます。但し、各取引の規約等に基づき当社が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物は除きます。</p>
<p>第3条(個人信用情報機関への登録・利用)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 加盟個人信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号、登録情報、及び登録期間は下記のとおりです。</p> <p>(株)シー・アイ・シー(CIC)(割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)</p> <p>〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストビル 15 階</p> <p>TEL 0570-666-414</p> <p>ホームページ http://www.cic.co.jp/</p> <p>登録情報 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報</p> <p>登録期間</p> <p>①本契約に係る申込みをした事実は当社が(株)シー・アイ・シーに照会した日から 6 ヶ月間</p> <p>②本契約に係る客観的な取引事実は契約期間中及び契約終了後 5 年間</p> <p>③債務の支払いを延滞した事実は契約期間中及び契約終了後 5 年間</p> <p>※(株)シー・アイ・シー(CIC)の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。</p> <p>(株)日本信用情報機構(JICC)(貸金業法に基づく指定信用情報機関)</p> <p>〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1</p>	<p>第3条(個人信用情報機関への登録・利用)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 加盟個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、登録情報、及び登録期間は下記のとおりです。</p> <p>(株)シー・アイ・シー(CIC)(割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)</p> <p>〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストビル 15 階</p> <p>TEL 0570-666-414</p> <p>ホームページ http://www.cic.co.jp/</p> <p>登録情報 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報</p> <p>登録期間</p> <p>①本契約に係る申込みをした事実は当社が(株)シー・アイ・シーに照会した日から 6 ヶ月間</p> <p>②本契約に係る客観的な取引事実は契約期間中及び契約終了後 5 年以内</p> <p>③債務の支払いを延滞した事実は契約期間中及び契約終了後 5 年以内</p> <p>※(株)シー・アイ・シー(CIC)の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。</p> <p>(株)日本信用情報機構(JICC)(貸金業法に基づく指定信用情報機関)</p> <p>〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1</p>

<p> 電話番号 0570-055-955 ホームページ http://www.jicc.co.jp 登録情報 本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、商品名及びその数量等、支払回数等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞等）、取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、強制解約、破産申立、債権譲渡等） </p> <p>登録期間</p> <p>①本契約にかかる申込みをした事実は、申込日から6ヶ月を超えない期間</p> <p>②本人を特定するための情報は、契約内容、返済状況又は取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間</p> <p>③契約内容及び返済状況に関する情報は、契約継続中及び完済日から5年を超えない期間</p> <p>④取引事実に関する情報は、当該事実の発生日から5年を超えない期間</p> <p>⑤延滞情報は延滞継続中、延滞解消及び債権譲渡の事実に係る情報は、当該事実の発生日から1年を超えない期間</p> <p>(4) (略)</p>	<p> 電話番号 0570-055-955 ホームページ http://www.jicc.co.jp 登録情報 本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、<u>保証額</u>、商品名及びその数量等、支払回数等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、<u>延滞解消</u>等）、取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、<u>保証履行</u>、強制解約、破産申立、債権譲渡等） </p> <p>登録期間</p> <p>①本契約にかかる申込みをした事実は、<u>当社が㈱日本信用情報機構に照会した日から6ヶ月以内</u></p> <p>②本人を特定するための情報は、<u>契約内容等に関する情報等</u>が登録されている期間</p> <p>③契約内容及び返済状況に関する情報は、<u>契約継続中及び契約終了後5年以内</u></p> <p>④取引事実に関する情報は、<u>契約継続中及び契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）</u></p> <p>(4) (略)</p>
<p>第5条（本同意条項に不同意の場合）</p> <p>当社は会員が各取引のお申込みに必要な記載事項（各取引の申込書で会員が記載すべき事項）の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みに対する承諾をしないことがあります。但し、第2条（1）に同意しないことを理由に承諾をしないことはありません。</p>	<p>第5条（本同意条項に不同意の場合）</p> <p>当社は会員が各取引のお申込みに必要な記載事項（各取引の申込書で会員が記載すべき事項）の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みを<u>お断りしたり、各取引を終了させる</u>ことがあります。但し、第2条（1）<u>①②</u>に同意しないことを理由に<u>各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させる</u>ことはありません。</p>
<p>第6条（問合せ窓口）</p> <p>当社の保有する会員の個人情報に関するお問合せや、開示・訂正・削除の申出、第2条（2）の営業目的での利用の中止、その他ご意見の申出に関しましては、下記の当社コンタクトセンターまでお願いします。</p> <p>〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場 1-12-11 関</p>	<p>第6条（問い合わせ窓口）</p> <p>当社の保有する会員の個人情報に関する<u>お問い合わせ</u>や、開示・訂正・削除の申出、第2条（2）<u>①②</u>の営業目的での利用の中止、その他ご意見の申出に関しましては、下記の当社コンタクトセンターまでお願いします。</p> <p>〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場 1-12-11 関</p>

